

令和6年度 家屋敷課税申告書

令和 年 月 日

茂木町長 様

〒

住所

申請者 氏名

茂木町内に有しています事務所・事業所、家屋敷については、令和6年1月1日現在、
下記のとおり課税の取消理由に該当しますので申告します。

納 税 義 務 者	フリガナ		生年月日	大・昭・平	年	月	日	
	氏 名							
	通知書番号		電 話	()				
	家屋敷等所在地	茂木町大字						
【課税の取消理由】該当する場合は番号を○で囲んでください。7の場合、その理由もご記入ください。								
個 人	1	住所地（住民票がある所）で住民税が非課税である						
	2	賦課期日以前に、取壊している（取壊日： ） ※取壊証明の写しを必ず添付						
	3	賦課期日以前に、売却している（売却日： ） ※契約書の写しを必ず添付 （売却相手方氏名： 住所： ）						
	4	茂木町に住所を有する方が居住している フリガナ： （居住している方の氏名： ）（続柄： ） （居住している方の住所： ） ※居住している方の住民票を確認させていただきます（添付不要）						
	5	他人に貸している（借家人の氏名： ） ※契約書の写しを必ず添付						
	6	貸付目的で有している ※不動産業者に委託している等、貸付用の物件であることがわかるもの（契約書、広告等）の写しを添付すること						
	7	住める状態にない 理由（現況）： ※後日、現地確認を行う場合があります。						
事 業 所	I	事業用の施設だが、事務所を伴わない資材置場・倉庫・車庫である						
	II	事業を廃業した（廃業日： 年 月 日） ※廃業日のわかる書類の写しを必ず添付						
	III	事業を引継いだ（引継日： 年 月 日） ※事業引継ぎ日のわかる書類の写しを必ず添付 （新しい事業主： ）						

- 《注意事項》
- ・課税の取消理由に該当する場合、毎年申告が必要です。（昨年申告された方もご提出ください。）
 - ・家屋敷課税は、その年の1月1日（賦課期日）の現況をもとに課税されますので、1月2日以降に死亡または転入された場合や家屋の取壊・売却があった場合でも、今年度は課税対象となります。
 - ・家屋敷とは自己または家族の居住を目的に住所地以外の場所に設けられた住宅で、いつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。（※自由に居住できる状態とは、電気・ガス・水道などのライフラインが現在開通している状態にあるかということではなく、居住の実質的な支配権を持っていることをいいます。）